

薬生食監発 0331 第 1 号
令和 2 年 3 月 31 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

食品衛生申請等システムの運用について

食品衛生申請等システムについては、本年 4 月からの運用開始を予定し、事業者説明会を実施していましたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3 月以降に開催を予定していた説明会を全て延期しています。

つきましては、事業者等に対して、本システムの運用についてホームページ等を通じて周知を行い、本年 6 月の食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）の施行に合わせ、運用を開始する予定としていますので、お知らせします。

なお、運用の実施にあたっては、下記のとおり取扱いがなされるよう、円滑な運用に格別の御配慮方お願いします。

記

1. 営業許可申請関係業務

営業許可申請に関する業務は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する新たな営業許可区分による申請等から運用を開始する。なお、新たな営業許可区分に関する変更届、地位承継届、廃業届についても同様に運用を開始する。

2. 営業届出関係業務

営業届出については、改正法附則第 9 条により令和 3 年 6 月 1 日以前においても届出を行うことができることとされているが、各都道府県等の条例等の整備状況を踏まえ、本システムによる届出の時期については、追って周知することとする。

3. 食品等自主回収関係業務

食品等の自主回収届出制度については、令和3年6月1日から施行されるが、本制度の創設の趣旨が、自主回収情報を一覧化し、消費者に速やかに提供することにより、自主回収対象品の喫食による健康被害を未然に防止することとしている。そのため、施行前においても、自主回収情報を公表するツールとして、本システムを任意に活用して差し支えない。

4. 衛生証明書等管理機能

衛生証明書等管理機能に関する業務は、本年6月1日から運用を開始する。衛生証明書番号の確認、発行済み衛生証明書の写しの登録及び検査結果等の報告に活用すること。